

感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うための更なる取組について（案）

令和2年6月11日

1 趣旨

6月4日に開催された議会災害等対策会議において、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」が決定され、県議会として、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うための取組が決定されたところであるが、この感染防止対策と充実した議会審議の取組をより一層進めるため、次のとおり、新たな取組を実施する。

2 取組内容

- (1) 議場における感染防止対策として、議員が質問・質疑、討論を行い、また、知事が提案説明、答弁に立つ「演壇（既設・対面）」に、飛沫（ひまつ）拡散防止のためのアクリル板を設置することとする。
- (2) 充実した議会審議を行うため、飛沫（ひまつ）拡散防止のためのアクリル板が設置された演壇において発言する際は、マスクを外すことができることとする。

3 実施時期

令和2年第2回定例会代表質問初日を目途に開始し、当面の間、試行として実施することとする。